

放送法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照表

○放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(認定の申請)</p> <p>第六十一条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 移動受信用地上基幹放送</p> <p>イ 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十七号。以下「デジタル放送の標準方式」という。）第四章第一節に定める放送にあつては、<u>放送の種類ごと、希望する放送対象地域ごと、希望する三セグメント形式のOFDMフレーム（デジタル放送の標準方式第二十四条の七において準用するデジタル放送の標準方式第十一条第一項に規定する三セグメント形式のOFDMフレームをいう。以下同じ。）又は一セグメント形式のOFDMフレーム（デジタル放送の標準方式第二十四条の七において準用するデジタル放送の標準方式第十一条第一項に規定する一セグメント形式のOFDMフレームをいう。以下同じ。）の別ごと、かつ、希望するセグメント数又は基準セグメント数（使用するセグメント数が瞬間ごとに変動する場合において、基準となるセグメント数をいう。以下同じ。）</u>ごと</p> <p>ロ デジタル放送の標準方式第四章第二節に定める放送にあつ</p>	<p>(認定の申請)</p> <p>第六十一条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 移動受信用地上基幹放送</p> <p>放送の種類ごと、希望する放送対象地域ごと、希望する十二</p>

ては、放送の種類ごと、希望する放送対象地域ごと、希望する十三セグメント形式のOFDMフレーム（デジタル放送の標準方式第二十八条第一項に規定する十三セグメント形式のOFDMフレームをいう。以下同じ。）又は一セグメント形式のOFDMフレームの別ごと、かつ、希望するセグメント数又は基準セグメント数（テレビジョン放送にあつては、放送をする一の放送番組）ごと

第七十条（略）

2（略）

3 セグメント連結伝送方式（デジタル放送の標準方式第四章第一節に定めるセグメント連結伝送方式をいう。）による放送を行う移動受信用地上基幹放送の業務に係る法第九十四条第一項第三号の規定による周波数の指定に際しては、次に掲げる事項を指定するものとする。

一 中央の周波数

二 十三セグメント形式のOFDMフレーム又は一セグメント形式のOFDMフレームの別

三 伝送方式

四 セグメント数又は基準セグメント数

五 搬送波の変調の方式

六 誤り訂正内符号の符号化率

セグメント形式のOFDMフレーム（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十七号。以下「デジタル放送の標準方式」という。）第二十八条第一項に規定する十三セグメント形式のOFDMフレームをいう。以下同じ。）又は一セグメント形式のOFDMフレーム（デジタル放送の標準方式第十一条第一項に規定する一セグメント形式のOFDMフレームをいう。以下同じ。）の別ごと、かつ、希望するセグメント数又は基準セグメント数（使用するセグメント数が瞬間ごとに変動する場合において、基準となるセグメント数をいう。以下同じ。）ごと

第七十条（略）

2（略）

4| セグメント連結伝送方式（デジタル放送の標準方式第四章第二節に定めるセグメント連結伝送方式をいう。）による移動受信用地上基幹放送の業務に係る法第九十四条第一項第三号の規定による周波数の指定に際しては、次に掲げる事項（第七号から第十一号までに掲げる事項にあつては、テレビジョン放送を行う移動受信用地上基幹放送の業務の場合に限る。）を指定するものとする。

一〜六（略）

七 補完放送の方法（補完放送を行う場合に限る。）

八 一の映像の符号化される映像信号の走査方式及び一の映像の走査線数

九 一の映像の符号化された映像信号の水平方向の輝度信号の画素数

十 一の映像の符号化された映像信号のフレーム周波数（デジタル放送の標準方式第二十四条の五の規定により符号化される映像信号に限る。）

十一 一の映像の符号化された映像信号の一フレーム当たりの垂直方向の輝度信号の画素数

5| この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一・二（略）

三（略）

イ（略）

ロ 移動受信用地上基幹放送 デジタル放送の標準方式第四章第一節に定める放送にあつてはデジタル放送の標準方式第二

3| セグメント連結伝送方式（デジタル放送の標準方式第四章第一節に定めるセグメント連結伝送方式をいう。以下同じ。）による移動受信用地上基幹放送の業務に係る法第九十四条第一項第三号の規定による周波数の指定に際しては、次の各号に掲げる事項を指定するものとする。

一〜六（略）

4| この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一・二（略）

三（略）

イ（略）

ロ 移動受信用地上基幹放送 セグメント連結伝送方式による放送にあつてはデジタル放送の標準方式第二十九条に規定す

十四条の四に規定する四相位相変調又は十六値直交振幅変調、
同章第二節に定める放送にあつてはデジタル放送の標準方式第二十九条に規定する四分のπシフト差動四相位相変調、四相位相変調、十六値直交振幅変調又は六十四値直交振幅変調

四 (略)

イ (略)

ロ 移動受信用地上基幹放送 デジタル放送の標準方式第四章第一節又は第二節に定める放送にあつてはデジタル放送の標準方式第二十四条の七又は第三十二条において準用するデジタル放送の標準方式第十五条第二項に規定する誤り訂正内符号の符号化率

(様式等)

第七十一条 (略)

2・3 (略)

4 前条第三項及び第四項の規定は、デジタル放送の標準方式第四章第一節又は第二節に定める放送を行う移動受信用地上基幹放送の業務に係る認定証に周波数を記載する場合に準用する。

(放送事項等の変更)

第七十六条 (略)

2 (略)

3 法第九十七条第一項ただし書の総務省令で定める軽微な変更は

る四分のπシフト差動四相位相変調、四相位相変調、十六値直交振幅変調又は六十四値直交振幅変調

四 (略)

イ (略)

ロ 移動受信用地上基幹放送 セグメント連結伝送方式による放送にあつてはデジタル放送の標準方式第三十二条において準用するデジタル放送の標準方式第十五条第二項に規定する誤り訂正内符号の符号化率

(様式等)

第七十一条 (略)

2・3 (略)

4 前条第三項の規定は、セグメント連結伝送方式による放送を行う移動受信用地上基幹放送の業務に係る認定証に周波数を記載する場合に準用する。

(放送事項等の変更)

第七十六条 (略)

2 (略)

3 法第九十七条第一項ただし書の総務省令で定める軽微な変更は

、次に掲げる場合とする。

一 放送事項のうち補完放送に係る追加、削除又は変更の場合（衛星基幹放送及び移動受信用地上基幹放送の場合に限る。）

二 (略)

4・5 (略)

(有料放送事業者の数)

第七十六条 法第五十二条第一項の総務省令で定める有料放送事業者の数は、次に掲げる区分ごとに、十とする。

一 衛星基幹放送又は衛星一般放送

二 移動受信用地上基幹放送

三 有線一般放送

四 地上一般放送

五 前各号に掲げる放送以外の放送

第七十八条 法第五十二条第一項第三号の総務省令で定める事項は、有料放送管理業務（法第五十二条第一項に規定する有料放送管理業務をいう。以下同じ。）に係る有料放送事業者に関する事項とする。

、次に掲げる場合とする。

一 放送事項のうち補完放送に係る追加、削除又は変更の場合（衛星基幹放送の場合に限る。）

二 (略)

4・5 (略)

(有料放送事業者の数)

第七十六条 法第五十二条第一項の総務省令で定める有料放送事業者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数とする。

一 衛星基幹放送又は衛星一般放送を行う有料放送事業者のために有料放送管理業務（法第五十二条第一項に規定する有料放送管理業務をいう。以下同じ。）を行う場合 十

二 有線一般放送を行う有料放送事業者のために有料放送管理業務を行う場合 十

三 地上一般放送を行う有料放送事業者のために有料放送管理業務を行う場合 十

第七十八条 法第五十二条第一項第三号の総務省令で定める事項は、有料放送管理業務に係る有料放送事業者に関する事項とする。

(書類の提出等)

第二百十六条 法（第五章、第六章、第四百四十七条、第七百七十五条及び第八十条の規定に限る。）又はこの省令（第四章及び第五章の規定に限る。）の規定により総務大臣に提出する書類は、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定める方法により提出することができる。

一 (略)

二 (略)

2 前項の規定にかかわらず、法（第九十三条、第九十六条から第九十八条まで及び第七百七十五条の規定に限る。）又はこの省令（第六十一条、第六十四条、第六十五条、第七十四条及び第七十六条から第七十九条までの規定に限る。）の規定により地上基幹放送及び移動受信用地上基幹放送（デジタル放送の標準方式第四章第一節に定める放送に限る。）に係る申請等を行う者は、当該規

(書類の提出等)

第二百十六条 法（第五章、第六章、第四百四十七条、第七百七十五条及び第八十条の規定に限る。）又はこの省令の規定（第四章及び第五章の規定に限る。）により総務大臣に提出する書類は、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定める方法により提出することができる。

一 申請、届出又は報告（以下「申請等」という。） 当該申請等をしようとする者が行い、又は行おうとする放送の放送対象地域（当該申請等に係る放送の放送対象地域が全国である場合にあつては、当該放送の業務に用いられる電気通信設備の設置場所。次項において同じ。）又は業務区域（これらの区域が二以上の総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。次号及び次項において同じ。）の管轄区域にわたるときは、そのいずれか一の管轄区域）を管轄する総合通信局長を経由して当該申請等を行うこと。

二 第六十七条の規定による意見書 当該意見書に係る裁定の申請に係る地上基幹放送（テレビジョン放送に限る。）を行う基幹放送事業者の放送対象地域を管轄する総合通信局長を経由して提出すること。

2 前項の規定にかかわらず、法（第九十三条、第九十六条から第九十八条まで及び第七百七十五条の規定に限る。）又はこの省令の規定（第六十一条、第六十四条、第六十五条、第七十四条及び第七十六条から第七十九条までの規定に限る。）により地上基幹放送に係る申請等を行う者は、当該規定に定める書類一通及びその写し二通を当該申請等を行い、又は行おうとする放送の放送対象

定に定める書類一通及びその写し二通を当該申請等を行い、又は行おうとする放送の放送対象地域を管轄する総合通信局長を經由して総務大臣に提出しなければならない。ただし、総務大臣が写しの提出部数を減じたときは、この限りでない。

3 (略)

4 前三項の規定は、申請等を行い、又は行おうとする放送が、国際放送、中継国際放送、協会国際衛星放送、移動受信用地上基幹放送（デジタル放送の標準方式第四章第一節に定める放送を除く。）[○]、衛星基幹放送又は衛星一般放送である場合には、適用しない。

地域を管轄する総合通信局長を經由して総務大臣に提出しなければならない。ただし、総務大臣が写しの提出部数を減じたときは、この限りでない。

3 総務大臣は、前項の書類を受理したときは、その写し一通について提出書類の写しであることを証明して提出した者に返すものとする。

4 前三項の規定は、申請等を行い、又は行おうとする放送が、国際放送、中継国際放送、協会国際衛星放送、移動受信用地上基幹放送、衛星基幹放送又は衛星一般放送である場合には、適用しない。

別表第六の三号（第 64 条関係）

移動受信用地上基幹放送の業務認定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住所

（ふりがな）

氏名（法人または団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名）

電話番号

移動受信用地上基幹放送の業務の認定を受けたいので、放送法第93条第3項の規定により申請します。

基幹放送の種類（注1）	
基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について電波法の規定による免許を受けようとする者又はその免許を受けた者の氏名又は名称（注2）	
希望する放送対象地域	
希望する周波数（注3）	

別表第六の三号（第 64 条関係）

移動受信用地上基幹放送の業務認定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住所

（ふりがな）

氏名（法人または団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名）

電話番号

移動受信用地上基幹放送の業務の認定を受けたいので、放送法第93条第3項の規定により申請します。

基幹放送の種類（注1）	
基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について電波法の規定による免許を受けようとする者又はその免許を受けた者の氏名又は名称（注2）	
希望する放送対象地域	
希望する周波数（注3）	

業務開始の予定期日	
放送事項（注4）	
基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要（注5）	
欠格事由の有無（注6）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

注1 法第91条第1項の規定による基幹放送普及計画の「第3 基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標」の「2 国内放送に関する基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標」に規定されている「基幹放送の区分」の各項目を記載すること。また、有料放送の場合にあつては、その旨も記載すること。

（記載例） 「移動受信用地上基幹放送（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第四章第二節に定める放送）—マルチメディア放送」

注2 基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について、電波法の規定による免許を受けようとする一の者又は当該免許を受けた一の者の氏名又は名称を記載すること。

注3

(1) デジタル放送の標準方式第四章第一節に定めるマルチメディア放送を行う移動受信用地上基幹放送の業務の場合は、次のように記載すること。

（記載例） 中央の周波数 101.285714MHz
使用するOFDMフレーム 3セグメント形式のOFDMフレーム
伝送方式 セグメント連結伝送方式
セグメント数 基準1セグメント
搬送波の変調の方式 16QAM

業務開始の予定期日	
放送事項（注4）	
基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要（注5）	
欠格事由の有無（注6）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

注1 法第91条第1項の規定による基幹放送普及計画の「第3 基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標」の「2 国内放送に関する基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標」に規定されている「基幹放送の区分」の各項目を記載すること。また、有料放送の場合にあつては、その旨も記載すること。

（記載例） 「移動受信用地上基幹放送（207.5MHzから222MHzまでの周波数を使用する放送）—マルチメディア放送」

注2 基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について、電波法の規定による免許を受けようとする一の者又は当該免許を受けた一の者の氏名又は名称を記載すること。

注3

誤り訂正率 1 / 2

(2) デジタル放送の標準方式第四章第二節に定めるテレビジョン放送を行う移動受信用地上基幹放送の業務の場合は、次のように記載すること。

(記載例) 中央の周波数 210.428MHz

使用するOFDMフレーム 13セグメント形式のOFDMフレーム

伝送方式 セグメント連結伝送方式

セグメント数 基準1セグメント(補完放送(音声)を含む。※)

搬送波の変調の方式 16QAM

誤り訂正率 1 / 2

符号化される映像信号の走査方式及び走査線数 一本おき / 525本

符号化された映像信号の水平方向の輝度信号の画素数 352画素

符号化された映像信号のフレーム周波数 30 / 1.001Hz

符号化された映像信号の一フレーム当たりの垂直方向の輝度信号の画素数 480画素

※ 補完放送であつてテレビジョン放送の映像に伴うもの以外のものの放送を行う場合は、当該補完放送に係る一秒当たりのセグメント数又は一秒当たりの基準セグメント数(当該補完放送に係る一秒当たりのセグメント数又は一秒当たりの基準セグメント数の記載が困難である場合にあつては、補完放送に係る一秒当たりのセグメント数又は一秒当たりの基準セグメント数)を明記すること。

(3) セグメント連結伝送方式によるマルチメディア放送を行う移動受信用地上基幹放送の業務の場合は、次のように記載すること。

(記載例) 中央の周波数 210.428MHz

使用するOFDMフレーム 13セグメント形式のOFDM

セグメント連結伝送方式による移動受信用地上基幹放送の業務の場合は、次のように記載すること。

(記載例) 中央の周波数 210.428MHz

使用するOFDMフレーム 13セグメント形式のOFDM

Mフレーム
 伝送方式 セグメント連結伝送方式
 セグメント数 基準10セグメント
 搬送波の変調の方式 16Q AM
 誤り訂正率 1/2

注4

(1) テレビジョン放送（特別な事業計画により放送番組を編集するものを除く。）を行う基幹放送の業務の場合

放送事項を放送番組の目的別種類（報道、教育、教養、娯楽、その他をいう。以下同じ。）により、次のように記載すること。この場合において、データを併せ送るものであるときは、別表第六の二号注5(3)のデータ放送を行う場合の記載例に準じ、併せて記載すること。

（記載例） 報 道 （一般ニュース、ニュース解説、スポーツニュース、週間ニュース、災害に関する情報等）

教 育 （学年別学校向講座、英会話の時間、職業教育講座等）

教 養 （政治解説、政治討論会、婦人向講座、文学座談会、音楽講座、街頭討論会等）

娯 楽 （音楽、スポーツ行事、小説朗読、演芸等）

その他 （通信販売番組等）

(2) テレビジョン放送（特別な事業計画により放送番組を編集するものに限る。）を行う基幹放送の業務の場合

放送事項を放送番組の実態に合わせて、分野及び主たる言語項目ごとに次の記載例に従って記載すること。この場合において、データを併せ送るものであるときは、別表第六の二号注5(3)のデータ放送を行う場合の記載例に準じ、併せて記載すること。

（記載例）

<u>分 野</u>	<u>主たる言語</u>	<u>備考</u>
<u>学校教育番組（主として高校。大学受験対策講座）</u>		

Mフレーム
 伝送方式 セグメント連結伝送方式
 セグメント数 基準10セグメント
 搬送波の変調の方式 16Q AM
 誤り訂正率 1/2

注4

野球、サッカーを中心としたスポーツ番組		
ドイツ国内で放送されているニュース、ドラマ、ドキュメンタリー番組	ドイツ語	

(注1) 分野の欄は、当該放送番組の特徴が分かるような表現で簡潔に記載すること。

(注2) 主たる言語の欄は、日本語以外の言語を主たる使用言語とする場合にのみ記載すること。

(注3) 法第8条に規定する事項のみを放送事項とするものである場合は、備考の欄にその旨を記載すること。

(3) マルチメディア放送を行う基幹放送の業務の場合

ア 放送事項を放送番組の実態に合わせて、放送番組の形態及び分野ごとに次の記載例に従って記載すること。

(記載例)

放送番組の形態	分野	備考
リアルタイム型放送番組	野球、サッカーを中心としたスポーツ番組	
蓄積型放送番組	音楽、ドラマ	

(注1) リアルタイム型放送番組とは全ての受信者が同時に受信設備において視聴することができる形態の放送番組をいい、蓄積型放送番組とは受信者があらかじめ受信設備に蓄積させておくことにより、蓄積後の任意の時間に視聴することができる形態の放送番組をいう。

(注2) 分野の欄は、当該放送番組の特徴が分かるような表現で簡潔に記載すること。

(注3) 法第8条に規定する事項のみを放送事項とするものである場合は、備考欄にその旨を記載すること。

(1) 放送事項を放送番組の実態に合わせて、放送番組の形態及び分野ごとに次の記載例に従って記載すること。

(記載例)

放送番組の形態	分野	備考
リアルタイム型放送番組	野球、サッカーを中心としたスポーツ番組	
蓄積型放送番組	音楽、ドラマ	

(注1) リアルタイム型放送番組とは全ての受信者が同時に受信設備において視聴することができる形態の放送番組をいい、蓄積型放送番組とは受信者があらかじめ受信設備に蓄積させておくことにより、蓄積後の任意の時間に視聴することができる形態の放送番組をいう。

(注2) 分野の欄は、当該放送番組の特徴が分かるような表現で簡潔に記載すること。

(注3) 法第8条に規定する事項のみを放送事項とするものである場合は、備考欄にその旨を記載すること。

(2) 放送事項における成人向け番組（性的好奇心をそそるため性的な行為を表す場面又は衣服を脱いだ人の姿態の映像を見せる番組で、青少年に有害な影響を与えるおそれのある放送番組をいう。）の有無につ

イ 放送番組の検索又は選択に関する情報を含む放送の業務を行う場合は、その旨を記載すること。

(4) 臨時目的放送を専ら行う基幹放送の業務の場合
放送事項を次のように記載すること。

ア 博覧会等の用に供する場合

(記載例) (何) 博覧会の案内等に係る事項

イ 災害発生時に役立てる場合

(記載例) (何) 地震の災害対策及び被災者救援のための生活情報等に係る事項

(5) (1)から(4)までに定めるもののほか、次のアからウまでに掲げる事項について、記載すること。(ウについては、デジタル放送の標準方式第4章第1節に定める放送の業務の場合を除く。)

ア 有料放送の有無

(記載例) 有料放送の有無：無

イ 放送事項における成人向け番組(性的好奇心をそそるため性的な行為を表す場面又は衣服を脱いだ人の姿態の映像を見せる番組で、青少年に有害な影響を与えるおそれのある番組をいう。)の有無

(記載例) 成人向け番組の有無：無

ウ 一週間当たりの放送時間全体における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合

(記載例) 一週間当たりの放送時間全体における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は30%以下とする。

注5 (略)

注6 (略)

いて、次の記載例に従って記載すること。

(記載例) 成人向け番組の有無：無

(3) 放送番組の検索又は選択に関する情報を含む放送の業務を行う場合は、その旨を記載すること。

(4) 臨時目的放送を専ら行う基幹放送の業務の場合

ア 博覧会等の用に供する場合

(記載例) (何) 博覧会の案内等に係る事項

イ 災害発生時に役立てる場合

(記載例) (何) 地震の災害対策及び被災者救援のための生活情報等に係る事項

注5 (略)

注6 (略)

別表第七の三号（第 65 条第 1 項関係）

第 3 移動受信用地上基幹放送に係る事業計画書

事業計画書

(別紙)

- (1) 経営形態及び資本又は出資の額
- (2) 事業開始までに要する用途別資金及びその調達方法
- (3) 主たる出資者及び議決権の数
- (4) 100分の33.33333を超える議決権を有する者に関する事項
- (5) 10分の1を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の地上基幹放送事業者又は100分の33.33333を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信用地上基幹放送事業者に関する事項
- (6) 役員に関する事項
- (7) 放送番組の編集の基準
- (8) 放送番組の編集に関する基本計画
- (9) 週間放送番組の編集に関する事項
- (10) 放送番組の審議機関に関する事項
- (11) 放送番組の編集の機構及び考査に関する事項
- (12) 災害放送に関する事項
- (13) 将来の事業予定
- (14) 基幹放送の業務を行う事業と併せ行う事業及び当該事業の業務概要

短 辺 (日本工業規格A列4番によること。)

長 辺

注 1 (略)

注 2 事業計画書の別紙記載等は、次によること。また、同欄の□には、注 1 の表の区分に従って該当する事項にレ印を付けること。

(1)～(6) (略)

(7) 別紙(7)は、放送番組の目的別種別（別表第六の三号注 4 (1)の場

別表第七の三号（第 65 条第 1 項関係）

第 3 移動受信用地上基幹放送に係る事業計画書

事業計画書

(別紙)

- (1) 経営形態及び資本又は出資の額
- (2) 事業開始までに要する用途別資金及びその調達方法
- (3) 主たる出資者及び議決権の数
- (4) 100分の33.33333を超える議決権を有する者に関する事項
- (5) 10分の1を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の地上基幹放送事業者又は100分の33.33333を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信用地上基幹放送事業者に関する事項
- (6) 役員に関する事項
- (7) 放送番組の編集の基準
- (8) 放送番組の編集に関する基本計画
- (9) 週間放送番組の編集に関する事項
- (10) 放送番組の審議機関に関する事項
- (11) 放送番組の編集の機構及び考査に関する事項
- (12) 災害放送に関する事項
- (13) 将来の事業予定
- (14) 基幹放送の業務を行う事業と併せ行う事業及び当該事業の業務概要

短 辺 (日本工業規格A列4番によること。)

長 辺

注 1 (略)

注 2 事業計画書の別紙記載等は、次によること。また、同欄の□には、注 1 の表の区分に従って該当する事項にレ印を付けること。

(1)～(6) (略)

(7) 別紙(7)は、放送の対象とする者に応じた放送番組の編集の基準

合に限る。)及び放送の対象とする者に応じた放送番組の編集の基準又はその案を記載すること。

(8) (略)

(9) 別紙(9)は、次の様式により記載すること。

ア テレビジョン放送を行う場合

放送番組表及び他から供給を受ける放送番組の放送時間（臨時目的放送を専ら行う基幹放送事業者の場合を除く。）について、次の(ア)から(ウ)までの様式により記載すること。

(ア) 放送番組表

<u>曜日 時刻</u>	<u>月</u>	<u>火</u>	<u>水</u>	<u>木</u>	<u>金</u>	<u>土</u>	<u>日</u>
<u>計</u>	<u>時間 分</u>	<u>時間 分</u>	<u>時間 分</u>	<u>時間 分</u>	<u>時間 分</u>	<u>時間 分</u>	<u>時間 分</u>
<u>合計</u>	<u>時間</u> _____ <u>分</u>				<u>備考</u>		

(注1) 1週間の放送番組の代表例を記載すること。

(注2) 個々の放送番組の内容が放送の目的別種別（別表第六の三号の注4(2)の場合を除く。）のいずれに該当するかを色別、記号別等の方法により、個々の放送番組の欄内に表示すること。この場合において、一の放送番組の内容が2以上の種類に該当するときは、それらの種類の全てについて表示するとともに放送時間を付記すること。

(注3) 個々の放送番組について、その開始及び終了の時刻を記載すること。

(注4) 補完放送であつて、映像に伴うものの放送を行うもの場合は、字幕放送、解説放送の別を個々の放送番組の

又はその案を記載すること。

(8) (略)

(9)

欄内に表示すること。この場合において、一の放送番組で利用方法が複合するときは、それらの利用方法の全てについて表示するとともに放送時間を付記するものとし、1週間の総放送時間について、字幕放送、解説放送の別に1週間の放送時間の総放送時間に対する割合を備考欄に記載すること。

(注5) 複数の走査方式等による放送を行うものの場合は、個々の放送番組の欄内に走査方式等の別が分かる記号等を記載すること。

(注6) 有料放送を行う基幹放送事業者の場合は、有料放送に係る放送番組について、個々の放送番組の欄内に「有」の記号等を表示し、合計欄内に有料放送に係る放送時間及び比率を()で再掲すること。

(イ) 放送の目的別種類による放送時間等

放送の目的別種類	一週間の放送時間	比率	備考
報道	時間 分	%	
教育			
教養			
娯楽			
その他			
合計	時間 分	100.0%	

(注1) 1週間の放送時間の欄は、(ア)の放送番組表に基づいて集計したものを記載すること。

(注2) 放送の目的別種類の「その他」とは、通信販売番組その他教養番組、教育番組、報道番組及び娯楽番組以外の放送番組をいい、通信販売番組とそれ以外のものにと細分すること。

(注3) 比率は小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位まで記載すること。

(ウ) 他から供給を受ける放送番組の時間等

供給者名	一週間の放送時間（他から供給を受ける放送番組）	供給に関する協定等の有無
（ニュース） 放送事業者 小計	時間 分（ %）	
その他の者 小計	時間 分（ %）	
計（①）	時間 分（ %）	
（ニュース以外 の番組） 放送事業者 小計	時間 分（ %）	
その他の者 小計	時間 分（ %）	
計（②）	時間 分（ %）	
合計（①+②= ③）	他社の放送番組 時間 分（ %）	
備考	自社の放送番組 時間 分（ %）	

（注1） 供給者名の欄は、(ア)の放送番組表に記載した放送番組のうち、他から供給を受けるものについて、放送事業者及びその他の者の別に記載すること。

（注2） 合計の欄の括弧内は、(ア)の放送番組表の合計の欄の時間に対する当該欄の比率を記載すること。

（注3） 「備考」の欄（自社の放送番組）の比率は、1週間当たりの総放送時間の比率を100%として「合計（①+②=③）」の欄（他社の放送番組）の比率を差し引いた比率を記載すること。

（注4） 放送番組の供給に関する協定等がある場合は、その内容を記載した書類を添付すること。

(注5) 有料放送を行う基幹放送事業者の場合は、有料放送に係る放送時間をそれぞれ該当する欄内に () で記載すること。

(注6) 比率は小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位まで記載すること。

イ マルチメディア放送を行う場合

放送番組表及び他から供給を受ける放送番組の放送時間及び伝送容量（臨時目的放送を専ら行う基幹放送事業者の場合を除く。）について、次の(ア)から(エ)までの様式により記載すること。

(ア) リアルタイム型放送番組表（注1）（注2）（注3）（注4）

曜日 時刻		月	火	水	木	金	土	日
計	時間分							
	伝送容量							
合計 時間 分 (伝送容量) 有料放送 (%)						備考		

(イ) 蓄積型放送番組表（注1）（注2）（注4）

	放送される時間帯	放送事項	合計伝送容量
月			
火			

別紙(9)は、放送番組表及び他から供給を受ける放送番組の放送時間及び伝送容量（臨時目的放送を専ら行う基幹放送事業者の場合を除く。）について、次のアからエまでの様式により記載すること。

ア リアルタイム型放送番組表（注1）（注2）（注3）（注4）

曜日 時刻		月	火	水	木	金	土	日
計	時間分							
	伝送容量							
合計 時間 分 (伝送容量) 有料放送 (%)						備考		

イ 蓄積型放送番組表（注1）（注2）（注4）

	放送される時間帯	放送事項	合計伝送容量
月			
火			

水			
木			
金			
土			
日			
合計 伝送容量 有料放送 (%)		備考	

(ウ) 全体の放送番組表 (注5)

放送番組の形態の別及び映像、音響又は信号の別	有料放送又は無料放送が放送全体に占める割合 (%)		映像、音響又は信号が放送全体に占める割合 (%)	合計 (%)	放送事項
	有料放送	無料放送			
リアルタイム放送番組	映像	A	G	A及びGの和	AからCまで及びGからIまでの和
	音響	B	H	B及びHの和	
	信号	C	I	C及びIの和	
蓄積型放送番組	映像	D	J	D及びJの和	JからLまでの和
	音響	E	K	E及びKの和	

水			
木			
金			
土			
日			
合計 伝送容量 有料放送 (%)		備考	

ウ 全体の放送番組表 (注5)

放送番組の形態の別及び映像、音響又は信号の別	有料放送又は無料放送が放送全体に占める割合 (%)		映像、音響又は信号が放送全体に占める割合 (%)	合計 (%)	放送事項
	有料放送	無料放送			
リアルタイム放送番組	映像	A	G	A及びGの和	AからCまで及びGからIまでの和
	音響	B	H	B及びHの和	
	信号	C	I	C及びIの和	
蓄積型放送番組	映像	D	J	D及びJの和	JからLまでの和
	音響	E	K	E及びKの和	

	信号	F	L	F及びL の和	
合計 (%)	Aから Fの和	Gから Lの和	/		100

- (注1) 1週間の放送番組の代表例を記載すること。
- (注2) リアルタイム型放送番組とは全ての受信者が同時に受信設備において視聴することができる形態の放送番組をいい、蓄積型放送番組とは受信者があらかじめ受信設備に蓄積させておくことにより、蓄積後の任意の時間に視聴することができる形態の放送番組をいう。
- (注3) リアルタイム型放送番組は、個々の放送番組について、その開始及び終了の時刻を記載すること。
- (注4) 有料放送を行う基幹放送事業者の場合は、有料放送に係る放送番組について、個々の放送番組の欄内に「有」の記号等を表示し、合計欄内に、(ア)の放送番組表にあつては1週間当たりの放送番組の放送時間全体に占める有料放送に係る放送時間の割合を、(イ)の放送番組表にあつては1週間当たりの放送番組の伝送容量全体に占める有料放送に係る伝送容量の割合を()で再掲すること。
- (注5) 1週間当たりの放送の伝送容量について、以下に掲げる事項ごと、かつ、映像、音響又は信号の別ごとに、1週間当たりの放送の伝送容量全体に占めるそれぞれの伝送容量の割合を記載すること。
- ア 放送番組の形態の別
- イ 無料放送又は有料放送の別
- (エ) 他から供給を受ける放送番組の伝送容量等

供給者名	一週間当たりの放送の伝送	供給に関する
------	--------------	--------

	信号	F	L	F及びL の和	
合計 (%)	Aから Fの和	Gから Lの和	/		100

- (注1) 1週間の放送番組の代表例を記載すること。
- (注2) リアルタイム型放送番組とは全ての受信者が同時に受信設備において視聴することができる形態の放送番組をいい、蓄積型放送番組とは受信者があらかじめ受信設備に蓄積させておくことにより、蓄積後の任意の時間に視聴することができる形態の放送番組をいう。
- (注3) リアルタイム型放送番組は、個々の放送番組について、その開始及び終了の時刻を記載すること。
- (注4) 有料放送を行う基幹放送事業者の場合は、有料放送に係る放送番組について、個々の放送番組の欄内に「有」の記号等を表示し、合計欄内に、アの放送番組表にあつては1週間当たりの放送番組の放送時間全体に占める有料放送に係る放送時間の割合を、イの放送番組表にあつては1週間当たりの放送番組の伝送容量全体に占める有料放送に係る伝送容量の割合を()で再掲すること。
- (注5) 1週間当たりの放送の伝送容量について、以下に掲げる事項ごと、かつ、映像、音響又は信号の別ごとに、1週間当たりの放送の伝送容量全体に占めるそれぞれの伝送容量の割合を記載すること。
- ア 放送番組の形態の別
- イ 無料放送又は有料放送の別
- (エ) 他から供給を受ける放送番組の伝送容量等

供給者名	一週間当たりの放送の伝送	供給に関する
------	--------------	--------

	容量全体に占める割合	協定等の有無
	% (%)	
合 計	% (%)	

(注1) 供給者名の欄は、(ア)から(ウ)までの放送番組表に記載した放送番組のうち、他から供給を受けるものについて記載すること。

(注2) 放送番組の供給に関する協定等がある場合は、その内容を記載した書類を添付すること。

(注3) 有料放送を行う基幹放送事業者の場合は、一週間当たりの放送の伝送容量全体に占める有料放送に係る伝送容量の割合をそれぞれ該当する欄内に () で記載すること。

(注4) 比率は小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位まで記載すること。

(10)～(14) (略)

	容量全体に占める割合	協定等の有無
	% (%)	
合 計	% (%)	

(注1) 供給者名の欄は、アからウまでの放送番組表に記載した放送番組のうち、他から供給を受けるものについて記載すること。

(注2) 放送番組の供給に関する協定等がある場合は、その内容を記載した書類を添付すること。

(注3) 有料放送を行う基幹放送事業者の場合は、一週間当たりの放送の伝送容量全体に占める有料放送に係る伝送容量の割合をそれぞれ該当する欄内に () で記載すること。

(注4) 比率は小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位まで記載すること。

(10)～(14) (略)